

**令和2年度 包括外部監査
「環境部に係る事務の執行について」
包括外部監査結果報告書に対する対応状況と考え方**

久 留 米 市

令和4年1月

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	R02	10	環境部	環境政策課	<p>第3章 監査結果総括 1. 監査結果の共通の意見 (意見1)久留米市環境基本計画 久留米市は、久留米市環境基本計画において、『環境先進都市＝環境が守られ、緑があふれ、活力に満ちた、心の豊かさが保たれたまち』を掲げ、(3)豊かな自然環境の保全と共生、(4)快適な生活環境の保全を基本目標に取り組んでいるところではあるが、2019年、2020年と連続して局地的豪雨による河川氾濫が生じ、被災した市民も多数出ると、環境問題は年々深刻化している。地球温暖化やプラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性の損失などは遠い世界の問題とせず、我々一人ひとりが真剣に取り組まなければ、結果的に我々自身が困ることとなる課題であることを示す身近な現実である。 2019年9月にアントニオ・グテーレス国連事務総長が「SDGs サミット2019」において、「私たちは取り組みをさらに強化しなければなりません。今こそ、個人的にも集団的にも大胆なリーダーシップが必要なのです。」と強く訴えたように、省・再生エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会、生物多様性、森林、海洋等の環境の保全などの様々な課題により積極的に大胆に取り組むリーダーシップが必要である。そして、その取り組み方は、未来のあるべき姿から遡り、今やるべきことを逆算し行動するアプローチが強く求められる。今できることからではなく、未来の望ましい姿を起点にして何をすべきかを考え、前例にとらわれない破壊的創造によって解決策を見出すことが求められている。 2021年度から始まる第三次久留米市環境基本計画においては、ゼロベースの視点で課題解決へ取り組むことを期待する。</p>	意見	<p>第三次久留米市環境基本計画では、めざす環境像「自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米」の実現に向けた目標設定を行いました。その目標設定においては、国内外の情勢や新たに顕在化した課題等を踏まえ、前計画にとらわれない視点で検討を行いました。 また、めざす環境像の実現に向け、行政だけでなく市民や事業者などすべての主体が高い環境意識を持ち、主体的かつ連帯して行動することを「あるべき姿」として打ち出しました。 今後は、この新たな基本計画の取り組みを効果的に進めてまいります。</p>	意見に対する見解
2	R02	10,11	環境部	総務	<p>第3章 監査結果総括 1. 監査結果の共通の意見 (意見2)環境部財政 監査対象の令和元年度の財務内容は、歳入1,447百万円、歳出3,958百万円で収支差額はマイナス2,511百万円という状況である。 歳入の主な内容は、指定袋販売によるごみ処理手数料760百万円、クリーンセンター直接搬入手数料147百万円である。一方歳出は、清掃費(塵芥処理費など)3,599百万円が大半を占める。すなわち、ごみ処理収支差額はマイナス2,692百万円である。令和元年度の指定袋販売数は18,052千枚であることから、1枚当たりの清掃費は約200円となる。これに対し、久留米市の家庭用ごみ袋(大)は1枚35円と格安である。 令和元年度末の一般廃棄物処理事業債残高は10,547百万円である。平成26年度末は5,234百万円であったが、宮ノ陣CC建設(平成28年4月竣工)などで約2倍に増加している。 今後、平成5年4月から稼働している上津クリーンセンター(以下、上津CC)も稼働から27年を経過し、市では令和10年度の稼働開始を目標として現施設の建替えを計画していることから、起債残高はさらに増加することとなるであろう。このような環境部の状況や財政状態、我々の生活から生じるごみを処理するためにどれだけ多くの負担をしているのかを市民へ丁寧に説明し理解してもらい、市民へごみ削減への理解と協力を要請することが環境教育、脱炭素教育の取り掛かりである。</p>	意見	<p>ゴミ減量・リサイクルの推進や循環型社会実現のために、市民・事業者の意識向上と啓発を図ることを目的として、3R学習会や環境教室、施設見学等を実施しています。 これまでの取組を継続しながら、多様なニーズや新しい生活様式にも対応した、分かりやすい市民啓発を進めるために、様々な情報発信ツールや動画等を活用し、ごみの適切な分別回収、リサイクル、ごみ削減を図ってまいります。</p>	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
3	R02	11	環境部	施設課 資源循環推進課	<p>第3章 監査結果総括 1. 監査結果の共通の意見 (意見3)ごみ処理手数料 久留米市のごみ処理施設への直接搬入の場合のごみ処理手数料は平成22年4月から現在の家庭系が50円/10kg、事業系が150円/10kgに改定されている。近隣市町村のごみ処理施設の手数料と比較した場合、家庭系の手数料は低いと思われる。家庭のごみ処理を推進し、市全体をクリーンにするため比較的低い手数料に設定しているとも考えられるが、本来は、ごみ処理量に応じて適切な料金を支払う応益負担が原則であること、ごみ処理手数料が高額になればごみ量の減量につながることを、わずかも久留米市の財政の改善につながることから、家庭系のごみ処理手数料の値上げを検討していただきたい。 同時に、有料ごみ袋(家庭系・事業系)の手数料の妥当性についても定期的に検討していただきたい。</p>	意見	<p>一般廃棄物の処理については市町村の統括的な処理責任の下で行う必要がある中、ごみ処理施設への直接搬入については、ごみ減量とリサイクルの推進を図ることを主たる目的として、ごみの排出量に応じた手数料を負担していただいています。 現状、家庭系のごみ排出量はほぼ横ばいであり、手数料の改定は市民生活への影響が大きく慎重な判断が必要です。指定袋も含めて手数料については、ごみ量の動向、社会経済情勢等を勘案し判断していきます。</p>	意見に対する見解
4	R02	11	環境部	建設課	<p>第3章 監査結果総括 1. 監査結果の共通の意見 (意見4)地域振興計画 環境部には、上津CC、宮ノ陣CC、杉谷埋立地、久留米市斎場など地域振興策を行っている施設が存在するが、地域振興の基準が存在したりなかったり、存在しても内容、期間、金額などが明確には定まっていない状況である。その結果、施設によって内容、期間、金額等が異なる状況であった。 地域振興策は必要ではあるが、その内容、期間、金額等の大枠は議会等で決定し内容を公表し、事後的にも実績の開示を行うなどより透明な行政運営が必要である。</p>	意見	<p>埋立地をはじめとしたごみ処理関連施設等の受け入れ地域は、他の地域より重点的に地域振興策で優遇する必要があるとの市の基本方針のもと、地域振興計画を策定し地域振興を推進しています。地域振興計画はその施設によって対象とする地域を設定し、地域からの要望をもとに策定しているため、内容、期間、金額等についてはそれぞれ異なっています。また、策定した地域振興計画は議会に報告を行っています。地域振興計画に基づく事業については、毎年地元へ報告を行っています。</p>	措置済
5	R02	11	環境部	総務	<p>第3章 監査結果総括 1. 監査結果の共通の意見 (意見5)内部統制 監査の過程で長期間、特定の業者と随意契約が行われていることが複数判明した。随意契約理由も合理性に疑問があるものがあつたことから、漫然と前例踏襲をするのではなく、法令等を熟知し業務の有効性や効率性を絶えず高めていくような体制、いわゆる内部統制の考え方を意識して業務に臨むべきである。</p>	意見	<p>契約方法の原則は競争入札であり、随意契約については政令に定められる場合に限り認められる方法であると認識しております。 事業の特殊性や専門性から随意契約によらざるを得ないような場合もあり、その根拠について整理し適正な契約事務の執行に努めていきたいと考えています。</p>	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
6	R02	11,12	環境部	資源循環推進課	<p>第3章 監査結果総括 1. 監査結果の共通の意見 (意見6)事務専決規程 随意契約の指摘は、支所管内(旧久留米市以外)の業務委託において生じている。 久留米市事務専決規程において、支所管内の契約の指定合議は各支所の地域振興課で行い、金額に応じ副市长、支所長、課長が専決権者となり決裁することとなっている。 すなわち、支所管内の業務委託等のすべての契約において環境部長等本所の部長にその決裁等の権限は一切なく、支所に関する業務においては、支所長に決裁等の権限が残っている状況である。旧町からの流れも配慮することは重要ではあるが、平成17年(2005年)の合併から15年を経過し、久留米市全体で均一な行政サービスを効率的に提供し、享受するという視点も重要であるから、支所と各部の役割分担の見直し、すなわち、事務専決規程の見直しが必要である。</p>	意見	<p>決裁権限は市の組織体制や組織の所管事務に応じて事務専決規程に定められています。総合支所のごみ収集業務委託契約を含む全ての契約の決裁権限の見直しは、総合支所の所管事務全般に及ぶことから、決裁権限の見直しは今後の支所機能の見直しの際に併せて検討することとします。</p>	意見に対する見解
7	R02	42	環境部	総務	<p>第4章 各論 1. 環境部歳入・歳出及び一般廃棄物処理事業債 (意見7)収支計算の視点の検討 令和元年度の環境部歳入合計は、約14億円であるのに対し、歳出合計は約39億円となっており、約25億円の歳出超過となっている。この収支マイナスの状況は、過去5年の推移を見ても変わることはない。 これを踏まえ、歳入の確保と歳出の効率化を念頭に、契約手法の検討や施設の建設、運営等を図っていく必要があると考える。</p>	意見	<p>ご意見を踏まえ、歳出抑制と施設の効率的な運営に努めてまいります。 また、歳入の確保については、現在の歳入事務を適切に行うことで、引き続き努めてまいります。</p>	意見に対する見解
8	R02	42	環境部	総務	<p>第4章 各論 1. 環境部歳入・歳出及び一般廃棄物処理事業債 (意見8)市債の発行について 環境部において、クリーンセンターの建設費や改修費、温水プールや周辺公園の整備にかかる費用等は、市債の発行により資金を調達している。市債の残高は、衛生債の中の一般廃棄物処理事業債だけでも、令和元年度末において約105億円となっている。 この市債の償還計画についても、収支状況を踏まえて、再度検討していく必要があると考える。</p>	意見	<p>市債については、将来において便益を受ける利用者との世代間の負担公平性の確保という機能を有しており、建設事業に係る重要な財源の一つであると認識しています。また、償還計画については施設の耐用年数や市全体の収支のバランスを見ながら策定しており、その計画に基づき償還しております。 今後も、将来世代への過重な負担とならぬよう計画的な起債と償還に努めてまいります。</p>	意見に対する見解
9	R02	52	環境部	環境政策課	<p>第4章 各論 2. 地球温暖化対策の推進 (意見9)全般について 地球温暖化対策の推進について、久留米市では「久留米市地球温暖化対策実行計画」に基づき、家庭・地域、業務・オフィス、都市、産業の各分野で低炭素化を促進するための様々な取り組みがなされている。国は2050年度までに国内の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを宣言しており、グリーン社会の実現に向け、久留米市においても、市民、事業者と一体となった取り組みをさらに推進していただきたい。</p>	意見	<p>第三次久留米市環境基本計画では、「脱炭素社会の構築」を基本目標の一つに設定し、温室効果ガスの排出量の削減に取り組むこととしています。 また、「市民・事業者の環境配慮行動指針」を策定し、具体的な行動を示すことで脱炭素社会をめざした取り組みを促進します。</p>	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
10	R02	53	環境部	環境政策課	<p>第4章 各論 2. 地球温暖化対策の推進 (指摘1)環境負荷低減行動推進事業におけるくめエコ・パートナーのマグネット等の在庫管理について 環境政策課では次年度の予算額を算出するための基礎資料として、毎年度の9月末頃にマグネット在庫数量を数えている。 しかし、チラシ並びにエコバッグについては在庫数量を数える作業を実施していない。 実施していない理由として、チラシ並びにエコバッグはマグネットと比較すると配布する回数が多いため、大体の在庫を把握しており在庫管理表までは作成していないという環境政策課からの回答を入手しているが、次年度の予算額を算出するための根拠となる数量をマグネットと同様、未開封の箱単位などでチラシ並びにエコバックについても適切に把握することが望ましい。 したがって、マグネットのみならず、未開封の箱単位などでチラシ及びエコバックの数量を数える業務を追加すること及び数量を数えた結果を記載する様式を整備し運用する等、業務改善を実施することが望ましい。</p>	指摘	6月にチラシ及びエコバッグの在庫を確認し、在庫管理表を作成しました。	措置済
11	R02	53,54	環境部	環境政策課	<p>第4章 各論 2. 地球温暖化対策の推進 (意見10)環境負荷低減行動の報告書 環境政策課では、環境共生都市づくり協定を締結している147事業所の一部から年1回の環境負荷低減活動の報告書を入手していない。 環境共生都市づくり協定の契約書では以下のように規定されている。 (環境負荷低減活動の報告) 第5条 甲は、環境負荷低減活動の実施状況について、原則として毎年1回、乙に報告するものとする。 2 乙は、前項の報告について、甲の機密に関すること以外の情報を公表することができるものとする。 なお、甲は各事業所、乙は久留米市のことを指している。 協定を締結している147事業所全てから環境政策課に報告書が提出されているわけではなく、また、同課にて報告書が未提出の事業所へ提出を催促した記録が残っていない。したがって、未提出の事業所を把握することもできない状況である。理由として、本協定は、企業や事業所に取組んでもらう項目は定めているものの、できなかった場合にペナルティーを課すものではなく、あくまで事業者側の自主性に委ねていることから未提出の際の催促は実施していないという理由であった。 環境負荷低減行動推進事業を遂行するにあたり、報告書を提出していない事業所へ提出を依頼する及び対応状況を記録する等業務を改善することが望ましい。なお、環境政策課では、協定事業所を訪問し意見交換の場を持つなど、協定事業所との連携を深め、事業所のイメージアップに繋がる広報など支援の充実を図り、メリットのある情報提供を積極的に実施していくなかで、提出を呼びかけていく予定である。 しかし、業務を改善した結果、環境政策課における事務手続きの負担増加又は事業所側における報告書作成の負担が増加することも見込まれるため、協定書の条文内容を見直すこと及び当該協定の継続要否を検討すべきである。</p>	意見	ご意見のとおり、報告書を提出していない事業所への提出依頼を行うとともに、対応状況を記録する等の改善を図ってまいります。	意見に対する見解
12	R02	54	環境部	環境政策課	<p>第4章 各論 2. 地球温暖化対策の推進 (意見11)環境ビジネスセミナーアンケート 令和元年度における環境関連産業支援事業における環境ビジネスセミナーは令和2年2月14日に開催されており、環境政策課ではセミナー参加者へ当該セミナーに関するアンケートを実施し集計まではなされていた。 しかし、アンケートの集計結果が未決裁であり課内で情報共有されていなかったため、確実に事務処理を行うことが望ましい。</p>	意見	決裁のうえ、課内でアンケート集計結果の情報共有を5月に行いました。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
13	R02	68	環境部	資源循環推進課	<p>第4章 各論 3. ごみ減量・リサイクルの推進 (意見12)事業系古紙リサイクル奨励金制度について 事業系古紙リサイクル奨励金制度は、事業者が排出する古紙類の分別、回収及び運搬に係る費用の一部を助成することで、事業者のごみ分別及び資源化に対する意識の高揚を図り、もってごみ減量及び古紙類の再資源化ルートの確立を図ることを目的に実施されている。 しかし、古紙リサイクルを実施した団体数は、平成30年度の8団体から令和元年度は4団体へと減少している。減少した理由として、古紙リサイクル奨励金額が1kgあたり1円であり、申請する団体側において奨励金申請に係る申請書の作成及び根拠資料の入手保管等の事務手続きに係るコストと比較衡量した結果、古紙リサイクル奨励金制度から撤退する団体が増加したと資源循環推進課より回答を得ている。 金銭という助成とごみ分別及び資源化に対する意識の高揚を図るという目的を達成するために、奨励金額の単価を見直すこと並びに申請手続きを簡素化すること(作成する申請資料数の減少又はオンラインシステムでの申請方法の検討)など、当該制度の継続要否も含めて検討すべきである。</p>	意見	制度そのものはリサイクル推進に向けて効果を上げているため、今後も事業は継続してまいります。申請方法については事業者負担軽減に向けて簡素化を含めて令和3年度内に要綱の見直し等を行います。	措置済
14	R02	68,69	環境部	資源循環推進課	<p>第4章 各論 3. ごみ減量・リサイクルの推進 (意見13)リユースショップからの報告書の入手について 資源循環推進課では、リユース事業を営むリユース事業所から定期的に店舗の情報並びに取組の状況報告の書面を入手していない。 久留米市リユースショップ連携事業実施要綱第2条第2項では下記のように規定している。</p> <p>第2条 2 久留米市は、前項の合意書を締結するにあたり、リユースショップに対し次に掲げる事項の実施を求めるものとする。 (1)定期的に店舗の情報を報告すること (2)久留米市の求めに応じて取組の状況を報告すること</p> <p>資源循環推進課では、リユースショップ連携事業に合意締結している15事業所全てから報告書を入手しておらず、また、同課にて報告書が未提出の事業所へ提出を催促した記録は残っていない。したがって、未提出の事業所を把握することもできない状況である。 ごみ減量・リサイクル事業の目標を達成するためにも、報告書を提出していない事業所へ提出を依頼する及び対応状況を記録する等、資源循環推進課に係る業務を改善することが望ましい。 しかし、業務を改善した結果、資源循環推進課における事務手続きの負担増加又は事業所側における報告書作成の負担が増加することも見込まれるため、久留米市リユースショップ連携事業実施要綱の第2条の条文内容を見直すこと(要綱改訂)及び当該制度の継続要否についても検討すべきである。</p>	意見	意見を踏まえ、令和3年度内に各店舗へ報告書提出を求めます。併せて、報告書提出による店舗の事務負担を軽減するため要綱を見直してまいります。	今後の措置方針を決定
15	R02	83	環境部	施設課	<p>第4章 各論 4. 安定的なごみ処理 (意見14)リスクの見積もりについて 今回の宮ノ陣CCと上津CCとの主灰の処理委託費の差は、20年分の資源化処理業務委託先のリスク(久留米市にとっては安定性)が反映された結果であるが、そのリスクを久留米市側で見積もる作業があったほうがよい。今後のセメント需要の推移や20年以内に埋立地再建設をした場合の経費など、必要なデータをできる限り集め、20年契約の場合と5年契約の場合とを様々なパターンで比較した資料をもって協議をしたほうが監査上などでその適否が判断しやすいし、事後的にその判断に至った経緯や判断過程がより明確になる。今後類似の意思決定を行うべきケースがある場合は検討すべき事項と思われる。</p>	意見	今後類似の意思決定を行うケースがあれば、リスク及び経費等に関する必要なデータを収集し、比較検討した結果やその判断に至った過程を残しておくことで、事後的に市の説明責任を果たせるよう、検討を行ってまいります。	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
16	R02	86	環境部	施設課	第4章 各論 4. 安定的なごみ処理 (意見15)くろめハイトラスト株式会社 (SPC)の財政状態 宮ノ陣CCの運営がSPCとの間で久留米市側に過大に不利になっていないか、決算書等の分析、担当者へのヒアリングで検討したが、SPC側で過大な利益が計上されていることはなく、またSPCの財務状況についても今のところ安全といえる。ただ、今後はSPCの経常利益は減少することも予想されるため、SPCの財政状態については注視していかなければならない。	意見	ご指摘のとおり、市はSPCの財政状況を注視する必要があると考えております。そのため、管理運営事業者が安定的・継続的に公共サービスの提供が可能な財務状況にあることを確認するための財務モニタリングマニュアルを作成しており、市はマニュアルに基づき、定期的なモニタリングを続けていくこととしております。	意見に対する見解
17	R02	87	環境部	施設課	第4章 各論 4. 安定的なごみ処理 (意見16)20年間の包括長期契約 宮ノ陣CCの管理運営業務は20年間にわたる包括長期契約となっている。上津CCの管理運営業務は3年程度の包括契約であり、その期間が異なる。一般的に長期契約の場合、施設等の運営及び費用の安定が図られる一方、事業を取り巻く環境に変化が生じた場合においても、その費用の減額交渉等の余地は原則としてなく、契約期間が経過するまで契約当初の費用で契約内容が履行されることになる。長期包括契約が業務的効果、経済的効果、効率性の観点から妥当か否かについてその適否を現時点では判断することはできず、これから得られる様々な情報等をもって検証していくことになると思われる。長期包括契約の期間が満了する際には、今後の人口減少を鑑みると更なる業務的効果と経済性、効率性を備えたごみ処理体制が求められることから、その情報の収集と検証に余念がないようにすべきである。	意見	事業を取り巻く環境の変化に対し、ごみ量の増減に対しては変動費分で、固定費に対しては物価変動によって、両者のリスクを軽減する契約となっております。ごみ量及び売電収入、それに対するSPCの人員体制、維持管理費用、財務状況等について、定期的にモニタリングを行うことで、長期包括契約の効果及び妥当性を判断しうる情報の収集と検証に繋げてまいります。	意見に対する見解
18	R02	87	環境部	施設課	第4章 各論 4. 安定的なごみ処理 (意見17)市内発注業者への発注割合 SPCより市内の業者との取引状況について、定期的に報告がなされる。直近の資料によると委託費全体の62%を占めており、高い比率で市内業者を利用している。今後、さらに市内業者の割合を高め、ないし、確保していくために、次回の契約更新に際しては、SPCとの契約条項に市内業者を何パーセント以上利用し、実績も開示するような取り組みが行われることが望まれる。	意見	落札者決定基準の地域貢献性として積極的な地場企業の活用を促すため、実施設計、施工業務、管理運営業務のそれぞれの発注額、入札金額に対する発注金額の割合及び企業数について優れた提案がなされているかを評価項目としており、毎年その額の報告を受けております。契約条項への利用割合の明記、実績開示など、総合評価のあり方について、その時の状況に応じ、対応してまいります。	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
19	R02	89	環境部	施設課	<p>第4章 各論 4. 安定的なごみ処理 (意見18)モニタリングの効果について 一般論として、専門性が高い業務についてのモニタリングについてはその有効性に疑義があるケースが多くある。専門性が高ければ高いほど、その業務に精通した者が少なくなることから当然ではある。 市とSPC との定例会議の議事録を閲覧したところ、その内容においてSPC 側の説明に対し、その説明に対する質問と理解に努めるやりとりが多くみられ、現在のところ効果的なモニタリング機能を発揮できているかといえ、市においても上述の内容が一定程度あてはまるといえる。 この点、久留米市側も十分に認識しており、現在は人材育成等モニタリング機能を高めるための施策を実施している。より効果的なモニタリングを実施できる体制が整うまで時間を要するようであれば、職員の専門性や経験不足を補うために外部専門家の指導を依頼することも一案である。</p>	意見	<p>宮ノ陣クリーンセンターでは、運営事業者であるSPCの履行状況の把握とその水準は満足できるものかを確認するため、市は運営モニタリングマニュアルを作成し、そのマニュアルに基づきモニタリングを行っております また、市職員のモニタリング機能を高めるために ①現場での習得として、補修時の立会い、設備故障・運用障害の際の確認、技術者会議の開催などを通じてスキルの向上。 ②机上での習得として、資格取得にかかわる講習会等への派遣・外部研修等の積極的な活用。 など、今後も市職員の技術力向上に取り組んでいくこととしています。</p>	意見に対する見解
20	R02	103	環境部	施設課	<p>第4章 各論 4. 安定的なごみ処理 (意見19)剪定枝リサイクル事業 剪定枝リサイクル事業の年間取扱量は100 数十トン程度であり、売却収入は10 数万円となっている。民間処理施設での処理も行われているため、減少傾向にある。剪定枝のリサイクルは、事業の目的として焼却場での焼却ごみを減少させることがあるものの、機械、電力、人件費などのコストもかかって経済効率性は低い。また、このリサイクル事業による製品の売却先は、酪農家の方が主となっており、幅広い需要を期待するのは難しいと考えられる。現在の剪定枝リサイクル施設は新施設建設予定地にあることから、事業の見直しを検討する余地もあるのではないと思われる。</p>	意見	<p>現在、当施設が次期施設の整備予定地であることや経済効率性等を踏まえ、その取扱いについて検討を重ねているところです。</p>	検討中
21	R02	104	環境部	施設課	<p>第4章 各論 4. 安定的なごみ処理 (意見20) 久留米市内取引業者使用状況 焼却設備に関する部分は専門性が高いため、委託事業者が指定する事業者を多く使用している。それ以外の業務については比較的久留米市内の事業者を使用していると思われる。市内事業者の使用割合を件数で分析しているが、契約額の比較は行われていない。設備に関する契約額は大きいことが予想されるので契約額で見た使用割合も算出することを検討していただきたい。専門性のある分野の技術移転も地元企業にとって有益なものであると思われるため、地元企業採用の働きかけを一層強めていただきたい。</p>	意見	<p>地元企業採用については、日頃から定期補修工事や定例会議等で働きかけを行っており、事前に工事・作業内容を報告させ、プラントの性能や安全性が確保できることを前提に、委託業者と協議し、地元企業に委託が可能なものは委託を行っております。 また、契約額で見た使用割合の算出も行っているところであり、そのデータも生かしながら地元企業採用の働きかけを一層強める等、状況に応じて対応してまいります。</p>	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
22	R02	113	環境部	施設課	<p>第4章 各論 4. 安定的なごみ処理 (意見21)一部事務組合からの脱退 平成17年の久留米市の合併前より、北野町は甘木・朝倉・三井環境施設組合の、田主丸町はうきは久留米環境施設組合の構成団体としてごみ処理を行っている。久留米市合併に伴い、市民のごみ処理に係る公平なサービスの提供と多くのごみ処理施設の運営(一部)負担の解消のため、市は両一部事務組合からの脱退の検討、協議を継続してきた。 北野町の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退は令和4年度末、田主丸町のうきは久留米環境施設組合からの脱退は令和9年度末を目指している。 合併に伴う一部事務組合からの脱退について、そもそもその施設規模においては久留米市を含む構成市町村のごみ量に基づいて決定しているため、中途での脱退は、組合での処理計画や管理運営費等の分担に影響し、他の構成市町村に影響を与えることになる。それゆえ、一部事務組合からの脱退には、構成団体との慎重な協議が肝要となることから、慎重に議論を進め、双方にとってよりよい内容となるよう努めるべきと考える。</p>	意見	<p>甘木・朝倉・三井環境施設組合につきましては、令和3年3月26日付で議会議決後、関係自治体へ同月29日に脱退予告の手続きを行い、令和4年度末の脱退が決定しました。 また、うきは久留米環境施設組合についても、令和9年度末の脱退に向け、引き続き実務協議を進めているところです。 今後も引き続き、本市単独処理に向け構成市町村との慎重な協議、議論を進め、双方が納得できる解決の方向性を探っていきたいと考えております。</p>	意見に対する見解
23	R02	127	環境部	建設課	<p>第4章 各論 4. 安定的なごみ処理 (意見22)地域振興計画の具体化と実績の開示 監査のサンプルに高良内校区道路改良(E363号線)工事という事業があり、「本路線は、既存の排水構造物の流下断面が小さく、降雨時には道路冠水しているため、車両及び歩行者の通行に支障をきたしている。よって、高良内地域振興計画に基づき、本設計書のとおり実施したい。」という施工理由にて、環境部建設課が幹部候補生学校近辺の道路工事を行っている。このような冠水対策など、高良内校区の道路については、環境部建設課が改良等を行うことになっている。 その根拠が、新高良内地域振興計画と環境部からの説明を受けたが、新高良内地域振興計画には、これまでの経過、計画の概要、杉谷埋立地建設工事の安定化に対する地域住民への協力依頼を記載しているだけである。 限りある予算であることから、実施した内容については、市民へ公開することが望まれる。 この地域振興計画の具体化については、八丁島地区地域振興計画、上津校区の地域振興についても同じことが言える。</p>	意見	<p>埋立地をはじめとしたごみ処理関連施設等の受け入れ地域は、他の地域より重点的に地域振興策で優遇する必要があるとの基本方針のもと、地域振興計画を策定し地域振興を推進しています。 地域振興計画に基づく実施事業については、地元との信頼関係のもと、市民・議会に求められる範囲で公開します。</p>	意見に対する見解
24	R02	127	環境部	建設課	<p>第4章 各論 4. 安定的なごみ処理 (意見23)計画的な地域振興策の実施 上津CCの地域振興策については、その根拠が定められていない。上津CCについては、一旦事業は終了しているものの、今後のリニューアルその他の際には、対象地域、内容、総額等をあらかじめ定める要綱等を杉谷埋立地や宮ノ陣CCと同様に定めることが望まれる。</p>	意見	<p>上津クリーンセンターの地域振興策については、地元からのご意見・要望をもとに検討してまいります。</p>	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
25	R02	145	各総合支所 環境部	環境建設課 資源循環推進課	<p>第4章 各論 4. 安定的なごみ処理 (指摘2)随意契約の見直し 田主丸地域、北野地域、城島地域、三潁地域の久留米市田主丸地域資源物収集運搬業務委託、久留米市北野地域燃やせるごみ収集運搬業務委託、久留米市北野地域資源物収集運搬業務委託、久留米市城島・三潁地域燃やせるごみ収集運搬業務(その1)、久留米市城島・三潁地域資源物等収集運搬業務(その1)、久留米市城島・三潁地域資源物回収容器設置回収洗浄業務、久留米市城島・三潁地域燃やせるごみ収集運搬業務(その2)、久留米市城島・三潁地域資源物等収集運搬業務(その2)において、随意契約理由書の随意契約理由も合理性に欠けるもので地方自治法施行令第167条の2第1項第2号への適合性が疑われる処理であった。随意契約理由が明確でないのだから、原則どおり競争入札等にて業者選定を行わなければならない。</p> <p>また、田主丸地域の資源物収集運搬業務は平成10年度から、北野地域の燃やせるごみ収集運搬業務及び資源物収集運搬業務は昭和55年度から、城島地域の燃やせるごみ収集運搬業務について昭和49年度から、資源物等収集運搬業務平成9年度から、三潁地域の燃やせるごみ収集運搬業務について昭和47年度から、資源物等収集運搬業務は平成7年度から同一業者と超長期間の随意契約にて業務委託を継続している。旧町時代は他に実施可能な業者がいなかったため随意契約を結ばなければならない状況であったことは理解できるが、他の業者との機会の均等、複数社による業務の継続性の確保、競争原理による委託料の低減などの観点からも随意契約は見直す必要がある。</p> <p>田主丸地域の久留米市田主丸地域資源物収集運搬業務、城島地域の、久留米市城島・三潁地域資源物回収容器設置回収洗浄業務、久留米市城島・三潁地域資源物等収集運搬業務(その1)は、随意契約の相手先が市外の業者となっている。市内業者の育成の観点、災害時の緊急対応等の観点から市内業者へ委託するべきである。</p>	指摘	<p>一般廃棄物の収集運搬業務は、住民が衛生的に過ごすために、決められた日に収集漏れが無く、確実に実行することが極めて重要であり、これまでの実績に基づき信用、技術、経験を考慮して、久留米市の旧4町地域では、随意契約を行ってきました。</p> <p>平成26年に出された環境省の通知では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定する市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分の委託基準は、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準とされています。</p> <p>更に、過去の随意契約の方法により締結された一般廃棄物の収集運搬業務委託が地方自治法に違反しているとして争われた裁判においても、一般廃棄物の収集運搬委託契約を行うことについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の趣旨と一般競争入札は相容れないと判断された判決もある状況です。</p> <p>そうした状況も踏まえて、令和2年度の契約にあたっては、随意契約の理由の明確化を図ったところです。</p> <p>また、県内の自治体においては、ほぼ随意契約で行われており、その中には、直営から民営委託に移行する際、当初は入札で行ったものの、その後、随意契約で委託を行う事としたところもある状況です。</p> <p>よって、現時点で契約方法は適合性を有していると考えていますが、今後もご指摘を参考に、収集運搬業務の確実な履行を前提として競争性についても廃掃法と整合ある適正委託を確保できる方策について、情報収集、分析を行ってまいります。</p>	措置済
26	R02	145	環境部	資源循環推進課	<p>第4章 各論 4. 安定的なごみ処理 (指摘3)法施行令第4条第1項への準拠性の判断資料の提出 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第6条の2第2項及び法施行令第4条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に適合している」としている点であるが、法施行令第4条第1項第1号は、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有すること。」と規定する。しかし、契約を締結する際の提出書類に直近の財務諸表や税務申告書の提出は義務付けられていないことから、財務的基礎の適合性は判断されていなかったこととなる。法施行令第4条第1項に準拠し、業務の遂行能力の基礎となる委託業者の財務基盤の安全性を判断するためには、財務書類の徴求が必要である。今後は契約時の提出書類に直近の財務諸表や税務申告書等を追加し、財務基盤の安全性についても適切に判断しなければならない。</p>	指摘	<p>令和3年度から経理的基礎審査を実施することとし、貸借対照表、損益計算書及び国、県、市町村税の滞納がない旨を証する書類(滞納なし証明)の提出を求め、これを基に財務的基礎の適合性を判断するものとなりました。併せて役員及び発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資額の5%以上の額に相当する出資者(株主又は出資者が法人の場合、法人の登記事項証明書)について、警察照会と成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書の提出を求めることとなりました。</p>	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況																																																														
27	R02	146	環境部	資源循環推進課	<p>第4章 各論 4. 安定的なごみ処理 (意見24)地域割の見直し 下記は燃やせるごみの各地域のごみ処理車1台当たりの運搬委託費を求めた表である。</p> <table border="1"> <caption>(単位：円)</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>業務名</th> <th>入札方式</th> <th>契約額</th> <th>車両台数</th> <th>1台あたりの経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">旧久留米地域</td> <td>久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託A</td> <td>条件付競争入札</td> <td>81,030,600</td> <td>6</td> <td>13,505,100</td> </tr> <tr> <td>久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託B</td> <td>条件付競争入札</td> <td>81,030,600</td> <td>6</td> <td>13,505,100</td> </tr> <tr> <td>久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託C</td> <td>契約期間 (08)1</td> <td>81,030,600</td> <td>6</td> <td>13,505,100</td> </tr> <tr> <td>久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託D</td> <td>契約期間 (08)1</td> <td>81,030,600</td> <td>6</td> <td>13,505,100</td> </tr> <tr> <td>久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託E</td> <td>契約期間 (08)1</td> <td>81,030,600</td> <td>6</td> <td>13,505,100</td> </tr> <tr> <td>旧田主丸地域</td> <td>久留米市田主丸地域燃やせるごみ収集運搬業務</td> <td>条件付競争入札 契約期間 (08)1 ～(0)</td> <td>40,747,470</td> <td>3</td> <td>13,582,490</td> </tr> <tr> <td>旧北野地域</td> <td>久留米市北野地域燃やせるごみ収集運搬業務</td> <td>単年度随量契約</td> <td>43,229,400</td> <td>3</td> <td>14,409,800</td> </tr> <tr> <td>旧城島地域</td> <td>久留米市城島・三潞地域燃やせるごみ収集運搬業務(その1)</td> <td>単年度随量契約</td> <td>29,168,400</td> <td>2</td> <td>14,584,200</td> </tr> <tr> <td>旧三潞地域</td> <td>久留米市城島・三潞地域燃やせるごみ収集運搬業務(その2)</td> <td>単年度随量契約</td> <td>29,169,000</td> <td>2</td> <td>14,581,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>547,401,270</td> <td>40</td> <td>13,685,032</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表の傾向として、車両台数が多い方が1台あたり経費は少なく状況にあり、隣接する城島地域、三潞地域は2台ずつの車両でいずれも1台あたり経費が14百万円代と他の地域より高くなっていることから、両地域を統合して委託契約を締結し、可能であれば車両数も3台にするなど合理化を図る必要がある。平成17年(2005年)の合併から15年を経過しているのであるから、最終的には、現久留米市全体で効率的な区割りを検討すべきである。</p>	地域	業務名	入札方式	契約額	車両台数	1台あたりの経費	旧久留米地域	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託A	条件付競争入札	81,030,600	6	13,505,100	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託B	条件付競争入札	81,030,600	6	13,505,100	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託C	契約期間 (08)1	81,030,600	6	13,505,100	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託D	契約期間 (08)1	81,030,600	6	13,505,100	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託E	契約期間 (08)1	81,030,600	6	13,505,100	旧田主丸地域	久留米市田主丸地域燃やせるごみ収集運搬業務	条件付競争入札 契約期間 (08)1 ～(0)	40,747,470	3	13,582,490	旧北野地域	久留米市北野地域燃やせるごみ収集運搬業務	単年度随量契約	43,229,400	3	14,409,800	旧城島地域	久留米市城島・三潞地域燃やせるごみ収集運搬業務(その1)	単年度随量契約	29,168,400	2	14,584,200	旧三潞地域	久留米市城島・三潞地域燃やせるごみ収集運搬業務(その2)	単年度随量契約	29,169,000	2	14,581,500				547,401,270	40	13,685,032	意見	<p>一般廃棄物収集運搬業務については、業務の重要性和公共性を重視し、経済性、効率性の確保より継続的、安定的な業務遂行を最優先に位置付けています。</p> <p>区域割の見直しは、収集日や時間の変更が発生し、市民生活への影響も大きいと、慎重に考えております。</p> <p>意見については、今後策定する収集計画の参考といたします。</p>	意見に対する見解
地域	業務名	入札方式	契約額	車両台数	1台あたりの経費																																																																	
旧久留米地域	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託A	条件付競争入札	81,030,600	6	13,505,100																																																																	
	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託B	条件付競争入札	81,030,600	6	13,505,100																																																																	
	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託C	契約期間 (08)1	81,030,600	6	13,505,100																																																																	
	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託D	契約期間 (08)1	81,030,600	6	13,505,100																																																																	
	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託E	契約期間 (08)1	81,030,600	6	13,505,100																																																																	
旧田主丸地域	久留米市田主丸地域燃やせるごみ収集運搬業務	条件付競争入札 契約期間 (08)1 ～(0)	40,747,470	3	13,582,490																																																																	
旧北野地域	久留米市北野地域燃やせるごみ収集運搬業務	単年度随量契約	43,229,400	3	14,409,800																																																																	
旧城島地域	久留米市城島・三潞地域燃やせるごみ収集運搬業務(その1)	単年度随量契約	29,168,400	2	14,584,200																																																																	
旧三潞地域	久留米市城島・三潞地域燃やせるごみ収集運搬業務(その2)	単年度随量契約	29,169,000	2	14,581,500																																																																	
			547,401,270	40	13,685,032																																																																	
28	R02	146	環境部	資源循環推進課	<p>第4章 各論 4. 安定的なごみ処理 (意見25)資源物回収回数・方法の見直し 下記は可燃物、資源物の回収状況である。資源物について、久留米、城島・三潞地域は月2回収集を行うのに対し、田主丸地域、北野地域は月1回の回収である。久留米市の均一な住民サービスのため、資源物回収コスト削減のため、久留米、城島・三潞地域も月1回収集に変更してもいいかがあるのだろうか。その代わり、公民館等の市の施設に資源ごみの回収場所を常設するなどし、資源ごみの回収コストの低減の取組を行う必要性は高い。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集積所</th> <th>久留米 城島・三潞地域</th> <th>田主丸地域</th> <th>北野地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃物</td> <td>約 6,700 箇所</td> <td colspan="3">週 2 回収集</td> </tr> <tr> <td>資源物</td> <td>約 2,800 箇所</td> <td>月 2 回収集</td> <td>月 1 回収集</td> <td>月 1 回収集</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>戸別</td> <td colspan="3">月 1 回収集</td> </tr> <tr> <td>特別収集</td> <td>戸別</td> <td colspan="3">随時収集</td> </tr> </tbody> </table>		集積所	久留米 城島・三潞地域	田主丸地域	北野地域	可燃物	約 6,700 箇所	週 2 回収集			資源物	約 2,800 箇所	月 2 回収集	月 1 回収集	月 1 回収集	粗大ごみ	戸別	月 1 回収集			特別収集	戸別	随時収集			意見	<p>資源物回収回数の減少は、それまで分別して出されていた資源物が可燃ごみとして出される恐れがあり、分別推進の妨げとなる可能性があるため、現行の回収回数を継続します。また田主丸・北野地域においては、市全体の均一なサービスのため収集計画の見直しと共に月2回の回収を予定しております。</p> <p>一時集積所として公民館等の活用は、集積所の確保や管理等の問題があるため、収集方法は現行のとおりとします。</p>	意見に対する見解																																					
	集積所	久留米 城島・三潞地域	田主丸地域	北野地域																																																																		
可燃物	約 6,700 箇所	週 2 回収集																																																																				
資源物	約 2,800 箇所	月 2 回収集	月 1 回収集	月 1 回収集																																																																		
粗大ごみ	戸別	月 1 回収集																																																																				
特別収集	戸別	随時収集																																																																				
29	R02	146,147	環境部	資源循環推進課	<p>第4章 各論 4. 安定的なごみ処理 (意見26)事務専決規程 随意契約の指摘は、支所管内(旧久留米市以外)の業務委託において生じている。久留米市事務専決規程において、支所管内の契約の指定合議又は摘要は各支所の地域振興課で行い、金額に応じ副市長、支所長、課長が専決権者となり決裁することとなっている。</p> <p>すなわち、支所管内の燃やせるごみの運搬業務委託等のすべての契約において環境部長等本所の部長にその決裁等の権限は一切なく、支所に関する業務においては、支所長に決裁等の権限が残っている状況である。旧町からの流れも配慮することは重要ではあるが、平成17年(2005年)の合併から15年を経過し、久留米市全体で均一な行政サービスを効率的に提供し、享受するという視点も重要であるから、支所と各部の役割分担の見直し、すなわち、事務専決規程の見直しが必要である。</p>	意見	<p>決裁権限は市の組織体制や組織の所管事務に応じて事務専決規程に定められています。総合支所のごみ収集業務委託契約を含む全ての契約の決裁権限の見直しは、総合支所の所管事務全般に及ぶことから、決裁権限の見直しは今後の支所機能を見直し際に併せて検討します。</p>	意見に対する見解																																																														

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況																																																																																																																																														
30	R02	149,150	環境部	資源循環推進課	<p>第4章 各論 4. 安定的なごみ処理 (意見27)有料ごみ袋手数料の見直し 下記は久留米市の有料ごみ袋の販売枚数である。年々増加傾向にあるが、毎年約18,000千枚が使用されている。令和元年度のごみ処理にかかる総経費は4,997百万円であることから、1枚当たり約277円のコストがかかっていることになる。燃やせるごみ袋(大)(30リットル)は、1枚当たり35円であるから、その差額242円分(87%)が市の財政の負担となっている。</p> <p>まず、この事実を市民へ伝え、ごみ削減への協力を促すことが必要である。例えば、ごみ袋にこの袋1個を処理するのに277円の処理費がかかっています、と記載するのも良い。この一袋で市民の支払う税金が消えて行っていることを自分のこととして考え、環境行政に関心を持ってもらうきっかけになってもらえばよいだろう。ごみ袋に、生ごみの水切りを徹底しましょう、不要な包装は控えましょう、などなどを記載し、ごみ袋を使用するたびにごみ削減について市民へ啓発できるようにしても良いのではないだろうか。</p> <p>次の段階はごみ袋の値段の段階的見直しが必要である。2020年7月、レジ袋有料化が法制化され有料化と同時にエコバックの普及が進んだ。この結果、レジ袋の辞退率は有料化前の3割から7割超に跳ね上がる改善である。ごみ袋の値段が上がればそれだけ市民のごみ削減への意識を高め、ごみ削減へ努力・協力するだろう。</p> <p>これまでは、地域の衛生・美化のため有料袋を安価にし、できるだけごみ処理を促す政策に重きを置いてきたが、今は、地球温暖化やプラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性の損失は世界的な環境問題が浮き彫りとなり、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」や、地球温暖化対策に関する国際的な枠組みである「パリ協定」の採択など地球規模で環境問題に取り組む時代である。市民にサービスクストに見合う負担を求めることで、ごみ削減、環境問題の改善が達成できるのであれば、必要な値上げである。また、市民の行政サービスは無料で当たり前、という認識から、普通のサービスと同じ、使った分だけ費用負担をしなければならない(負担の公平性)ことも意識づけられるきっかけとなるのではなかろうか。</p>	意見	ごみ量削減に向けた市民向けの啓発については、指定袋でのごみ減量のための啓発を実施しており、今後も継続して実施します。なお、指定袋の値上げは低所得者への負担の増加、不法投棄や不適排出物の増加などの影響があるため、社会、経済、近隣自治体等様々な情勢を鑑みながら判断することとします。	意見に対する見解																																																																																																																																														
31	R02	150,151	環境部	資源循環推進課	<p>第4章 各論 4. 安定的なごみ処理 (意見28)ごみ減量及び回収方法の簡素化 下記は、リサイクルにかかる歳入と歳出である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">【歳出】 リサイクル経費</th> </tr> <tr> <th>リサイクル経費</th> <th>経費総額(千円)</th> <th>A</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>797,656</td> <td>648,474</td> <td>653,792</td> <td>637,255</td> <td>597,196</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">【歳入】 リサイクル歳入</th> </tr> <tr> <th>リサイクル歳入</th> <th>歳入総額(千円)</th> <th>B</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペットボトル等売却収入*</td> <td></td> <td></td> <td>30,621</td> <td>16,189</td> <td>19,174</td> <td>16,271</td> <td>19,465</td> </tr> <tr> <td>リユース品の売却金額</td> <td></td> <td></td> <td>3,236</td> <td>3,141</td> <td>3,146</td> <td>3,183</td> <td>2,854</td> </tr> <tr> <td>金類等の売却益金</td> <td></td> <td></td> <td>34,697</td> <td>44,021</td> <td>72,196</td> <td>75,696</td> <td>69,239</td> </tr> <tr> <td>収入総額(千円)</td> <td></td> <td></td> <td>68,554</td> <td>63,342</td> <td>94,516</td> <td>95,260</td> <td>81,558</td> </tr> <tr> <td>B/A(%)</td> <td></td> <td></td> <td>7.3%</td> <td>9.8%</td> <td>14.5%</td> <td>14.9%</td> <td>13.7%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">【歳入-歳出】</th> </tr> <tr> <th>純リサイクル経費</th> <th>歳出総額(千円)</th> <th>C</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>739,102</td> <td>585,132</td> <td>559,276</td> <td>541,995</td> <td>515,738</td> </tr> <tr> <td>C/A(%)</td> <td></td> <td></td> <td>92.7%</td> <td>90.2%</td> <td>85.5%</td> <td>85.1%</td> <td>86.3%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">【1世帯当たり処理経費(円)】</th> </tr> <tr> <th>1世帯当たり処理経費(円)</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>5,674</td> <td>4,429</td> <td>4,188</td> <td>4,029</td> <td>3,729</td> </tr> <tr> <th colspan="6">【1人当たり処理経費(円)】</th> </tr> <tr> <th>1人当たり処理経費(円)</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> <tr> <td></td> <td>2,415</td> <td>1,911</td> <td>1,839</td> <td>1,729</td> <td>1,692</td> </tr> </tbody> </table> <p>*正式には、容器包装リサイクル協会から支払われる有価物出金と再商品合理化拠出金</p> <p>令和元年度のリサイクル経費597百万円に対し、有価物の売却収入は81百万円に過ぎないことが解る。結果、リサイクルに係る純額の経費は515百万円ということを示している。</p> <p>リサイクルをすることも重要だが、そもそも、ごみ自体の減量の取り組みを考えることが必要なことはもとより、リサイクル品の回収をより簡素化する方法の開発、取り組みが必要と考えられる。</p> <p>また、リサイクルに関するこのような費用の負担の状況を市民へ説明し、ごみを出さない生活をするためにはどのような方法があるのかを教育・啓発することも市の責務の一つだと考えられる。</p>	【歳出】 リサイクル経費						リサイクル経費	経費総額(千円)	A	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度				797,656	648,474	653,792	637,255	597,196	【歳入】 リサイクル歳入						リサイクル歳入	歳入総額(千円)	B	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	ペットボトル等売却収入*			30,621	16,189	19,174	16,271	19,465	リユース品の売却金額			3,236	3,141	3,146	3,183	2,854	金類等の売却益金			34,697	44,021	72,196	75,696	69,239	収入総額(千円)			68,554	63,342	94,516	95,260	81,558	B/A(%)			7.3%	9.8%	14.5%	14.9%	13.7%	【歳入-歳出】						純リサイクル経費	歳出総額(千円)	C	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度				739,102	585,132	559,276	541,995	515,738	C/A(%)			92.7%	90.2%	85.5%	85.1%	86.3%	【1世帯当たり処理経費(円)】						1世帯当たり処理経費(円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		5,674	4,429	4,188	4,029	3,729	【1人当たり処理経費(円)】						1人当たり処理経費(円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		2,415	1,911	1,839	1,729	1,692	意見	効率的・費用対効果のある回収を実践していくことは重要であると考えており、先進自治体の状況を調査研究を図るとともに、これまでのごみ減量啓発の取り組みを持続的に実践してまいります。適正な分別収集によって焼却・埋立等で最終処分されるごみ量の削減は、最終処分場の延命化を図る上で重要であると認識しています。	意見に対する見解
【歳出】 リサイクル経費																																																																																																																																																						
リサイクル経費	経費総額(千円)	A	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																																																																																																																															
			797,656	648,474	653,792	637,255	597,196																																																																																																																																															
【歳入】 リサイクル歳入																																																																																																																																																						
リサイクル歳入	歳入総額(千円)	B	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																																																																																																																															
ペットボトル等売却収入*			30,621	16,189	19,174	16,271	19,465																																																																																																																																															
リユース品の売却金額			3,236	3,141	3,146	3,183	2,854																																																																																																																																															
金類等の売却益金			34,697	44,021	72,196	75,696	69,239																																																																																																																																															
収入総額(千円)			68,554	63,342	94,516	95,260	81,558																																																																																																																																															
B/A(%)			7.3%	9.8%	14.5%	14.9%	13.7%																																																																																																																																															
【歳入-歳出】																																																																																																																																																						
純リサイクル経費	歳出総額(千円)	C	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																																																																																																																															
			739,102	585,132	559,276	541,995	515,738																																																																																																																																															
C/A(%)			92.7%	90.2%	85.5%	85.1%	86.3%																																																																																																																																															
【1世帯当たり処理経費(円)】																																																																																																																																																						
1世帯当たり処理経費(円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																																																																																																																																	
	5,674	4,429	4,188	4,029	3,729																																																																																																																																																	
【1人当たり処理経費(円)】																																																																																																																																																						
1人当たり処理経費(円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																																																																																																																																	
	2,415	1,911	1,839	1,729	1,692																																																																																																																																																	

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
32	R02	163	環境部	環境保全課	<p>第4章 各論 6. 生物多様性の保全 (意見29)自然環境調査の実施 久留米市では、自然環境調査の実施を一般社団法人九州環境管理協会に委託している。 履行期間は平成30年8月2日から令和元年10月31日までであり、その委託料金は5,508千円である。この調査結果は「久留米市自然環境調査報告書」にとりまとめられており、詳細な結果報告がなされている。 今後は、この報告書の内容を久留米市の政策にどのように反映していくかを、より具体的に決定していく必要があると考える。</p>	意見	調査結果を基に、指標種候補を選定しています。市民参加型のモニタリング調査を実施し、市民協働で久留米市内の生物多様性保全を図る予定です。	意見に対する見解
33	R02	172	環境部	環境保全課	<p>第4章 各論 7. 生活環境の保全 (意見30)一酸化炭素の調査対象外となっている理由の記載 大気汚染に関して一酸化炭素については、原則として調査対象であるはずである。しかし、長期に及び基準値を大きく下回っていること等から全国的に調査地点を減少させており、その結果、久留米市が調査を実施していない。調査を終了した経緯の要点を報告書に記載しておいた方が市民に対してより効果的な調査報告の広報になると考える。</p>	意見	一酸化炭素による大気汚染の調査については、終了した経緯の要点を報告書に記載します。	今後の措置方針を決定
34	R02	172	環境部	環境保全課	<p>第4章 各論 7. 生活環境の保全 (意見31)注意報発令の基準 調査報告書では、令和元年に環境基準に不適合であったにもかかわらず、対策として、平成29年に注意報発令をしたことしか記載されておらず、令和元年に注意報が発令されたのか発令されていないのかについて記載されていない。 環境基準に不適合であったことから、調査報告書を閲覧した者からすれば、注意報発令されるべきではなかったのかという疑問が生じうるがこの当然に生じうる疑問に対する回答が調査報告書に記載されていない。 なお、注意報を発令するのは、環境基準を越えてさらに注意報発令の基準を超過した場合に限定される。そのため、注意報発令の基準を超過することのなかった令和元年は、注意報が発令されなかった。 したがって、環境基準を超過したが注意報発令の基準を超過しなかったために注意報が発令されなかった事情を調査報告書に記載することが広報にとって有効である。</p>	意見	注意報の発令状況を閲覧した方が分かるように、環境基準を超過したが注意報発令の基準を超過しなかったために注意報が発令されなかった事情を調査報告書に記載します。	今後の措置方針を決定
35	R02	172.173	環境部	環境保全課	<p>第4章 各論 7. 生活環境の保全 (意見32)有害大気汚染物質測定結果の指針値の定義を記載 有害大気汚染物質測定結果について、測定物質、年平均値、濃度範囲(最小値、最大値)、環境基準≪指針値≫が記載された表がある。 いずれの測定物質についても環境基準ないし指針値に適合している。しかし、指針値の定義が記載されていない。指針値の定義が記載されていないため、表に記載されたいずれの値と指針値を比較すれば、適否を判断できるのかわからない。市民に対して効果的に調査結果を広報するためには、指針値の定義が必要である。</p>	意見	指針値の定義を記載します。	今後の措置方針を決定

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
36	R02	173	環境部	環境保全課	第4章 各論 7. 生活環境の保全 (意見33) 苦情を減らすための段階的な対応 家庭ごみの焼却による苦情が生じている。毎年一定規模の苦情が生じており、苦情の件数が減少傾向にあるとは評価できない。苦情の減少に努めるべきである。具体的には、苦情の内容を精査し、仮に同一人物による家庭ごみの焼却が毎年生じているのであれば、指導方法を口頭注意の後には書面による通知にし、通知文面を工夫し、悪質なものについては警察の介入を求める等の方法がある。住民の福祉向上に有効であると考えられる。苦情対応について工夫を行っているのであれば、それを調査報告書に記載することで、調査報告書の意義が大きくなると考えられる。	意見	同一人物による複数回の家庭ごみ焼却について、文書通知等、より効果的な指導方法を検討していきます。なお、環境調査結果報告書は、現状や過去の客観的なデータや全体的な対応状況を記載するものであり、事例個々の対応については記載すべきではないと考えます。	意見に対する見解
37	R02	173	環境部	環境保全課	第4章 各論 7. 生活環境の保全 (意見34) 水質汚濁についてのデータ記載又は引用 久留米市は、水質汚濁についてシアンなど「人の健康に係る項目」27項目を調査している。大気汚染に関する調査報告書では、報告書本文に測定結果の表が載っていた。一方、水質汚濁については、測定結果の表が載っていない。データ編を参照しなければ、詳細を確認することができない。水質汚濁についてのデータが大気汚染におけるデータと比較して分量が多いことが原因であると考えられるが、本文に載せるデータを一部に制限する等して、重要なデータを本文に載せた方が、市民に対して効果的に調査結果を広報することができる。本文にデータを載せないのであれば、データ編のページ数等を指摘して参照を容易にする工夫をした方が効果的な広報になる。	意見	本文に一部のデータを載せるか、データ編のページ数等を指摘して参照を容易にする、水質汚濁についての測定結果を確認しやすいようにいたします。	今後の措置方針を決定
38	R02	173	環境部	環境保全課	第4章 各論 7. 生活環境の保全 (意見35) 「生活環境の保全に係る項目」12項目の環境基準不適合項目 水質汚濁について、報告書本文において「生活環境の保全に係る項目」12項目の内BODについて環境基準を達成した旨報告されている。残り11項目については、データ編には記載しているものの本文では何らの言及もない。言及すべきである。 言及のない11項目には、環境基準を達成していない項目が存在する。 調査の目的は、環境基準と比較して現状を把握し、仮に環境基準に適合していなかった場合にはこれに対する対応を検討することにある。したがって、環境基準を達成していない項目は、調査報告書に記載すべき価値が高い情報である。報告書では、環境基準を達成していない項目を優先的に載せるべきである。	意見	水質汚濁の測定結果について、環境基準項目全項目において環境基準達成状況に言及します。	今後の措置方針を決定
39	R02	173,174	環境部	環境保全課	第4章 各論 7. 生活環境の保全 (意見36) 「生活環境の保全に係る項目」12項目の基準値 水質汚濁について、「生活環境の保全に係る項目」12項目についてデータ編において調査結果の表が載っている。しかし、基準値が記載されていない。基準値が載っていないならば、調査報告書を読んだ市民が適合不適合の判断をすることができない。調査結果のみならず、基準値も合わせて記載するべきである。	意見	水質汚濁の「生活環境の保全に係る項目」12項目について、測定結果と基準値を合わせて記載します。	今後の措置方針を決定

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
40	R02	174	環境部	環境保全課	<p>第4章 各論 7. 生活環境の保全 (意見37)農業用水路・クリークの調査結果 「灌漑期においては全般的に良好な水質を保持していますが、水量が減少する非灌漑期においては水質の低下が見られます」と調査報告書に記載されている。 しかし、令和元年9月27日の調査において、PH及びBODについて目標値の超過が認められている。必ずしも、「全般的に良好な水質を保持している」とは評価することができない。 評価をする場合、客観的なデータに適合した評価を行うべきであり、目標値を超過した結果については、数値を調査報告書本文に引用する等して、評価の根拠を明示することが効果的な調査結果の広報になる。</p>	意見	客観的なデータに適合した評価を行うように努め、目標値を超過した結果については、数値を調査報告書本文に引用する等して、評価の根拠を明示いたします。	今後の措置方針を決定
41	R02	174	環境部	環境保全課	<p>第4章 各論 7. 生活環境の保全 (意見38)環境基準の評価対象であるかどうか 調査報告書のデータ編を確認すると各河川における調査結果が記載されている。データが記載された頁の後に注意書きがなされており、「地点左の＊印は環境基準点を示す」と記載されている。 これは、＊印のある河川は、環境基準が適用され、＊印のない河川は、環境基準が適用されない、ということ意味する。 しかし、この注意書きの記載からでは、当該調査報告書を閲覧した者の多くは、その趣旨を理解することは困難であると考えられる。閲覧者が容易に理解できるような表現をすることが効果的な広報に必要である。</p>	意見	環境基準の適用・不適用について、閲覧者が容易に理解できるような表現に努めます。	今後の措置方針を決定
42	R02	174	環境部	環境保全課	<p>第4章 各論 7. 生活環境の保全 (意見39)比較すべき環境基準の記載 河川に関する調査結果には、調査結果を比較すべき環境基準が記載されていない。そのため、値を見ても、環境基準に適合しているのかどうかの結果を判断することができない。比較する環境基準をデータ内に記載するべきである。</p>	意見	河川に関する調査結果と合わせて、環境基準をデータ内に記載いたします。	今後の措置方針を決定
43	R02	174	環境部	環境保全課	<p>第4章 各論 7. 生活環境の保全 (意見40)立入検査で基準超過が明らかになった事案の原因 ダイオキシン類について事業者の自主検査で基準値適合を確認後に立入調査で基準超過が明らかになった事案においては、事業者の自主検査が適正に行われたのか疑義が生じる。そのため疑義を解消するように、基準超過した原因の概要を載せた方が調査結果の効果的な広報になる。</p>	意見	ダイオキシン類の基準超過については原因の概要(判明していれば)を記載します。	今後の措置方針を決定

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
44	R02	180	環境部	廃棄物指導課	<p>第4章 各論 7. 生活環境の保全 (意見41)ホームページ閲覧者に対して届出又は調査票回答の必要性を訴える PCBに関する久留米市のホームページ「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物について」 https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2030kankyougomi/3200PCB/の一つの役割は、PCB 廃棄物を保管している可能性のあるホームページ閲覧者に対して、早期の届出及び適正処理を促すことにある。 また、久留米市はPCB 廃棄物を保管している可能性のある対象者に対して調査票を発送しているので、その調査票を受領した者に対して回答を促す意味もある。 これらの者に対して届出を促すためには、PCB 廃棄物の保管を継続していることの危険性、高濃度PCB 廃棄物(安定器等)について処分期間が迫っていること、処分期間経過後は処分することができず長期間保管を継続しなければならない可能性があること等早期に届出を促す内容の記載がなされる必要があった。さらに、その記載が閲覧されやすくする工夫が必要であった。具体的には、「調査票が届いた方へ」と記載された部分をクリックした先の記事に上述の内容を記載することが有効であった。</p>	意見	令和3年3月末を以て調査が終了し、修正対応の時期を逸しており、今後同様の調査がある場合には、ご指摘のとおり関連する情報をリンク先を指定することで、分かりやすくするなど、工夫しながらより見やすいHPの作成を行ってまいります。	意見に対する見解
45	R02	194	環境部	環境政策課	<p>第4章 各論 8. 協働による環境配慮活動の推進 (意見42)環境美化活動の活性化について 環境美化活動を継続しより活性化していくためには、マスメディアやSNS などを通じてより広報していくことで多くの方の参加を促し、スポーツGOMI 拾い大会のようなイベント性があり、老若男女を問わず楽しくごみ拾いを体験する企画を増やすことでクリーン パートナー制度への移行が期待できると考えられる。 また、環境美化活動団体等の表彰の対象期間を10年ではなく5年とすることで、参加者の意識が高まり、当初から活動されている方々が高齢化している課題にも対応できると考えられる。</p>	意見	情報発信の強化やイベント企画の多様化等を通じて、クリーンパートナー登録者数の増加を図り、環境美化活動の活性化を目指します。 なお、表彰については、他の表彰制度との整合を図りながら、検討してまいります。	意見に対する見解
46	R02	208,209	環境部	環境政策課	<p>第4章 各論 9. 環境学習・環境教育の推進 (意見43)コロナ禍の事業継続 環境まなびのまちづくり事業は、「ずっと暮らしたい心地よいまちグリーンエコシティくめ」を実現するために、「市民環境意識の向上と協働の推進」を行う、言わば未来への投資である。市がごみ処理行政においていかに効果的と思われる政策を掲げても、市民意識の追従がなければその実現は困難であることから有意義な事業と考える。そのため今後も事業の質を向上させ、継続していかなければならないが、現在の社会情勢では、以前のような集客型のイベントの実施ができず、継続自体も難しい事業が一部においてある。そのため、インターネットを利用した動画配信やリモートを活用するなどして事業を実施する動きなどもあり、事業の質の維持を図りながら、その継続ができるよう市側で検討がなされている。 しかし、各事業の関連資料を閲覧し、また各事業の担当者へヒアリングしたところ、事業のほとんどが対面型のものであり、実際にその場で体験することで参加者の知見をより深め、それが今後の啓発につながっていく性質の事業が多いように思えた。一方、世の中の動きとしては、今後の社会情勢の改善に関わらず、リモート等を活用していく動きが加速している面もある。 懸念されることは、対面が可能な社会情勢に回復した場合においても、リモート活用等に過度に傾斜した事業運営を行い、結果として対面以上の啓発を行えず、その投資の効果が得られないことである。 このようなことを念頭におきつつ、対面の有効性と社会情勢とのバランスを図りながら、より効果的な事業となるよう今後も検討を続けていきたい</p>	意見	環境まなびのまちづくり事業における参加者の「実体験」は、啓発効果を高める重要な要素であると認識しております。それを踏まえ、今年度の「WEB環境フェア」においても、対面型ワークショップを可能な範囲で実施させていただきました。 ご意見のとおり、対面の有効性と社会情勢とのバランスを図りながら、今後もより効果的な事業内容を検討してまいります。	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
47	R02	216,217	環境部	斎場	<p>第4章 各論 10. 斎場運営業務 (意見44)自治意識の活性化が重要 火葬場の受益は地域全体に薄く広く存在しているのに対して、受苦は一部の地域にだけに濃く狭く存在しているのが普通である。この一部の地域に対して迷惑施設を引き受けてくれた地域には、協賛金やインフラ整備という方法で解決しようとする人が多いが、市民への公正なプロセスと立地位置の適切さが示されてこそ納得せざるをなくなるのかもしれない(迷惑施設と住民の問題意識 増田知也氏自治総研通巻417号)。その意味で現在の高良内に移転するまでの歴史を考察する。</p> <p>現在の久留米市斎場の系譜をたどると大正6年10月1日に久留米市に合併された三潞郡鳥飼村梅満という地にあった火葬場に行きつく。国道209号線の金丸橋の北詰、津福本町と梅満町の境界部にあたる位置に所在した施設である。その火葬場を廃して、久留米市営の本格的な火葬場を建設しようとする動きが大正末期より始まり、昭和2年6月1日から操業を始める。前述の梅満町にあった火葬場から近く、当時の地番は津福本町1863ノ1で、元鳥飼村の伝染病跡地である。この市営火葬場は、昭和37年4月1日に、現高良内町の市営斎場が供用開始するまで使用された。なお、三井郡高良内村は昭和26年6月1日に久留米市に合併されている。従って、実に現在地が58年も経過しているのでその立地位置の経過は不明である。</p> <p>一方、法的側面を鑑みると墓地、埋葬に関する法律第10条で、火葬場の経営をしようとする者は、都道府県知事(市又は特別区にあっては市長又は区長)の許可を受けなければならない。久留米市墓地等の経営許可等に関する条例第17条で火葬場の設置場所の基準は、住宅等から火葬場の建築物外壁まで水平距離で250m以上あることとする。第18条では、火葬場の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならないとして、火葬場の区画する障壁、垣根、門扉、防塵・防臭、管理事務所や待合室などの付属設備が必要である。さらに都市計画法では第11条七でその施設を定める旨規定があり、都市計画運用指針によれば、計画段階における区域の明確化と住民の合意形成の促進等が掲げられている。建築基準法第51条でむやみやたらと火葬場を建築することは許されていない。</p> <p>以上のように火葬場は迷惑施設であり、法律の制約を受ける特殊な施設であることは明らかである。そこで、市は斎場の使用に関する確認書を地域住民の合意形成のために取り交わしており、15年という使用期間の定めと地域優先のインフラ整備が明記されている。</p> <p>一方、昭和61年に建替えられた斎場設備の耐用年数を考慮していくと他の地域への移転や建設コストなど総合的バランスを検討すると周辺環境整備費用をかけても現状維持が望ましいと思われる。したがって、市の財政とバランスよく整備していくのが地域住民の理解を得る最も効果的な手法であるかもしれない。しかし、私見であるが先の増田論文にも記載があったように、インフラ整備だけでは本質的には解決できず、自治意識の活性化すなわち、久留米市の財政バランスの中で迷惑施設を市民全員が享受していくという意識が最も重要であると思われる。</p>	意見	斎場は地元のご理解があつてこそその施設であると認識しており、現状は地元と15年の使用を合意いただいていることから、地元からの要望をもとに地域環境の整備を行っています。	意見に対する見解
48	R02	217	環境部	斎場	<p>第4章 各論 10. 斎場運営業務 (意見45)財政収支バランスについて 5か年歳入歳出比較表によれば、5年間で△116百万円以上の収支差額が生じている。さらに詳細に分析すれば、有価物売却収入がなければもっと収支差額の幅が大きくなる。この有価物とは、供養塔(写真参照)に収めている残骨灰の処理によって、残骨整理から生じる金などの売却収入のことである。実際、平成29年と令和元年度の入札結果公表簿によれば、有価物収入が一番大きい入札業者が落札していて平成29年度と令和元年度のみ収支差額は黒字である。また、4町の合併による斎場の統一化により、平成28年度まで発生していた一部事務組合への負担金が発生しなくなった(歳出5期比較表注2)。しかし、これだけでは本来の歳入である斎場使用料と歳出である斎場費との収支が悪いため、使用料収入の改定により歳入を少しでも増やすことが必要と考える。</p>	意見	火葬は基本的に市民共通に必要な業務であり、近隣でも無料の自治体もあります。また、久留米市は、合併時に1番安い三潞町に合わせた経緯があり、現段階において使用料の見直しを行う状況に無いと考えております。しかし、歳入を少しでも増やすことは重要であると考えており、斎場使用料以外で可能なものについては検討を行ってまいります。	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
49	R02	224	環境部	環境政策課	<p>第4章 各論 11. 関連団体(環境衛生連合会)助成 (指摘4)市衛連における積立金の残高使途について 市衛連における歳入歳出の繰越残高10,349,470 円の預金口座以外に、別口座で積立金の預金口座を保有しないことが望ましい。 市衛連において、当該連合会で雇用していた正規職員の退職金に充当する金額として、毎年会費より当該口座へ積み立てていた。当該残高は退職金を支払った後の残額である。平成23 年度以降、市衛連で正規職員は雇用されておらず、残高の増加理由は利息によるものである。令和元年度末において1,585,389 円の残高を有している。 残高の使途について、市衛連では事務局人件費の予備費(突発的に臨時職員を雇用するようになった場合などに使用する目的)として保有しているとの回答であるものの、臨時職員に対する賃金は令和元年度予算1,666,000 円に対して実績1,435,835 円という状況であり、予算の範囲内で賄えている。 突発的に臨時職員を雇用する必要性が生じた場合、久留米市側と協議して臨時職員の賃金予算分については補助金を追加補正するなど、機動的に対応すべきである。いずれにせよ市衛連に対して、当該残高の使途を再検討させるなど、適切な会計管理を求めるべきである。</p>	指摘	当該残高や市補助金について、3月に市衛連事務局と協議を行い、その適正な会計管理を求めました。その結果、当該残高については、周年事業費に充当することを目的とした「周年事業費積立金」として処理していく旨回答をいただきました。	措置済